

第四十六回国会
衆議院
文教委員会議録
第十四号

昭和三十三年三月二十七日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事坂田 道太君

理事長谷川 駿君 理事南 好雄君

理事二宮 武夫君 理事三木 喜夫君

理事山中 吾郎君

木村 武雄君 熊谷 義雄君

田川 誠一君 谷川 和穂君

床次 徳二君 中村庸一郎君

橋本龍太郎君 松山千恵子君

川崎 寛治君 長谷川正三君

和田 博雄君 鈴木 一君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

委員外の出席者

議員 二宮 武夫君

専門員 田中 彰君

二月二十六日

委員三田村武夫君及び前田榮之助君

辞任につき、その補欠として大石武

一君及び栗林三郎君が議長の名指で

委員に選任された。

同日

委員栗林三郎君辞任につき、その補

欠として前田榮之助君が議長の名指

で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立教育会館法案(内閣提出第七九号)

学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十名提出、衆法第三三三三号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

二宮武夫君外二十名提出の学校給食法の一部を改正する法律案を議題とし、提案者から提案理由の説明を聴取します。二宮武夫君。

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において、少なくとも牛乳(政令で定める特別の事情がある場合には、政令で定める乳製品とする。以下同じ。)の学校給食を実施しなければならない。

3 牛乳の学校給食は、無償とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(栄養士及び給食作業員)

第五条の二 国立及び公立の義務教

育諸学校の設置者は、当該義務教

育諸学校(分校を除く。)に栄養士

を置かなければならない。た

だし、牛乳の学校給食のみを実施

する場合その他政令で定める事由がある場合には置かないことができる。

2 国立及び公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校に給食作業員(調理その他学校給食の作業に従事する職員をいう。)を置かなければならない。

3 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校に、前二項の例により、栄養士及び給食作業員を置くように努めなければならない。

第六條第一項中「学校給食の実施」を「学校給食(牛乳の学校給食を除く。)の実施」に、「並びに学校給食」を「学校給食(牛乳の学校給食を除く。)」に改め、「政令で定めるもの」の下に「並びに牛乳の学校給食に要する経費(他の法律の規定により国が負担するものを除く。)」を加える。

第七條第一項中「開設」を「実施」に、「一部」を「三分の二」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 昭和四十一年三月三十一日まで

の牛乳の学校給食を受ける児童及び生徒の範囲は、この法律による

改正後の第四條第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第四号及び第七條第四号中「得た数」を「得た数と政令で定める学校給食が実施される学校の数に一を乗じて得た数との合計数」に改める。

第八條第四号中「得た数」を「得た数と政令で定める学校給食が実施される小学部及び中学部の部の数に一を乗じて得た数との合計数」に改める。

理由

義務教育諸学校における学校給食の普及充実を図るため、学校の設置者に対し、少なくとも牛乳の学校給食を無償で実施することを義務づけるとともに、学校給食の実施に必要な施設又は設備に要する経費についての国の補助率を引き上げ、並びに学校に栄養士及び給食作業員を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、

約二十億円の見込みである。

○二宮議員 ただいま議題となりました学校給食法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、提案のおもな理由について申し上げます。

学校給食は充足以来すでに十八年を経過していますが、その普及率は児童生徒数で見まして、小学校が完全給食で七五・一％、ミルクだけが四五・二％、中学校で完全給食が一三・九％、ミルクだけが四五・二％にしか達していません。特に学校給食が必要と考えられる農山村、漁村地帯での普及率が低いことは考えなければなりません。

義務教育諸学校での給食の普及にさらに一段の努力が必要であります。

本年度の予算の中では、小中学校児童生徒全員に対して脱脂粉乳給食を実施するための国庫補助二十億円が組まれました。この実施の状況を見ますと、一、味がわるく飲み残しが多いというところ、二、栄養的に牛乳に比べると劣るというところ、三、異物混入、かびている等衛生的に問題があるというところ、四、教職員の超過労働をもたらししているところ、五、施設設備費の父母負担が出ているところ、六、輸送費の負担が大きいところ、七、完全栄養食品である牛乳の学校給食の実施をその設置者に対し義務づけ、そのために国の買上げた牛乳を無

償で設置者に給付を実施すべきであると考えます。

次に本来栄養士、事務職員が行なうべき給食事務を一般教員が行なっていますが、私どもの調査によれば学級担任教員で過当たり十五時間前後、給食係教員で過当たり十五時間以上の超過労働になっているわけでございます。また小規模学校では、給食作業員の配置がないため、脱脂粉乳の加工のため校長等が当たらねばならないというような事態も出ています。この点を解決するために、栄養士、給食作業員、給食事務を行なう事務職員を置くことが必要であります。

給食の施設設備費は現在開設に際して二分の一の国庫補助がなされていますが、設置者の負担が大きいためその普及を妨げているわけであり、また地域によってはこの経費の一部を父母負担に依存しているところもあり、その普及をはからなければならぬと考えざるを得ないわけであり、以上が本法案を提案したおもな理由であります。

次に本法律案の内容の概略について説明いたします。

本改正案は学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案、農林水産委員会提案であります。この法案と公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正案と一体となつて、次のことを実施しようとするものであります。一、国が生産者より義務教育諸学校の全児童生徒にのませるために必要量の牛乳を買い上げ、これを設置者に無償で給付いたします。

二、これを受けて、設置者は義務教育諸学校において牛乳給食またはやむを得ないときには乳製品給食を実施することを義務づけ、児童生徒に無償給付するのでございます。

以上のことの具体的な内容としては、三カ年計画で国産生乳を全児童生徒に一日〇・一八リットル、一合でございますが、飲ませることを考えています。

三、国立及び公立の義務教育諸学校の設置者は学校給食を実施するために次の職員を置くことを義務づけております。

1 栄養士 牛乳給食、脱脂粉乳給食以外の給食を実施している学校に一名を置かなければなりません。(ただし分校を除きます)。

2 給食作業員 牛乳給食を含め、給食実施校には置かなければなりません。

3 事務職員 牛乳給食を除く給食実施校に分校を含め一名を置かなければなりません。

四、学校給食に必要な施設設備について、開設の場合のみならず拡充、更新の場合の経費を含めて国庫補助の対象とし、補助率を三分の二に引き上げます。

以上提案の理由と内容の概略について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、配付いたしました法律案の中に、予算の計算がついているわけですが、あれの総概算額はミズプリントでございます、四十一億八千万円というのが正しい計数でございますので、御訂正をいただきたいと思

ます。

○久野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○久野委員長 次に国立教育会館法案を議題といたします。

○二宮委員 国立教育会館法の問題について御質疑を申し上げます。

歯の治療をしておりますので、発音が不明確な点があるかと思ひますが、お聞き取りをいただきたいと思ひます。

私はこの問題では、簡単にございませうけれども、予算の分科会で御質疑をいたしました。問題になりますことは、ここで再度確認をしておかなければならない問題をお尋ねいたしますが、私どもの地方におきましては、昔から教育会館というものを持っております。終戦後にはそれが、いわゆる教育界から教職員組合の財源になる、所有に帰する、こういうようなことになった経過はございすけれども、やはり教育会館をやっぱりいかにいかにこのためには、既存のものに對して相当な理解を持って、これの現実を十分に見詰めたが、どのようにしてこれを改革していったらいいかというところに努力をいたしまして、それだけの財政的な要求等につきまして一緒に進めてまいりました。四十一億八千万円というものが正しい計数でございますので、御訂正をいただきたいと思

いうことは、巷間伝るところでは、いかにも現在あるところの神田の教育会館に對抗するための、何かそれに協調できない分子が一つの教育会館を持つて、その運営に当たる、こういうような対立的な感情を持つておるような印象を受けるのでございすけれども、これは福田初中局長から分科会において御答弁をいただきましたように、運営についてはそういう誤解がないように、十分に一般国民の財源でまかなつておる教育会館でございすから、教職員の差別なく、あるいは父兄の方々、社会教育団体、そのほか教育会館を有効に設立の趣旨に沿うて使うという者に対しては、これに對して差別待遇をしないという、こういう運営、経営の方式というものを考えてもらわなければならぬというふうに思ひます。問題になりますことは、ここで再度確認をしておかなければならない問題をお尋ねいたしますが、私どもの地方におきましては、昔から教育会館というものを持っております。終戦後にはそれが、いわゆる教育界から教職員組合の財源になる、所有に帰する、こういうようなことになった経過はございすけれども、やはり教育会館をやっぱりいかにいかにこのためには、既存のものに對して相当な理解を持って、これの現実を十分に見詰めたが、どのようにしてこれを改革していったらいいかというところに努力をいたしまして、それだけの財政的な要求等につきまして一緒に進めてまいりました。四十一億八千万円というものが正しい計数でございますので、御訂正をいただきたいと思

新しく建てられる国立教育会館の運営については、現在教育会館というものが全国的な組織の中にもあるわけでございますけれども、それとどのようにならぬか、それを総合的に使っていくかというこの問題について、国民の誤解を解いておく必要があるのではないかと、こういうように私は考へるわけですが、大臣の所見をひとつ伺ひたい。

○藤尾国務大臣 国立教育会館の設立の趣旨、目的につきましては、すでに法案提案の際に御説明申し上げたところであり、その国立教育会館設立の趣旨、目的にかないます限りは、これは、これに反しない限りは、これは

は最も有効に活用せられなければならぬと思ひます。そういう意味におきまして、特にどの団体を差別、この団体を差別とかいう意図のもとにこの教育会館はできたものではございせん。要はこの会館設立の趣旨、目的に反しない限りは、これを差別あるいはあれを差別という考えは持つておりません。地方の教育会館につきましても、この会館設立の趣旨、目的と協調し得るものにつきましては、これと協調してやつてまいりたいと思つております。

○二宮委員 いま大臣が御発言になりましたような方向で、ひとつ世の中の人々の誤解を解くような運営を、今後においてぜひ十分に準備をしていただきたいと思ひます。

もう一つ問題になります点は、財源的に一体どのように措置をしておるか、こういう問題であります。その問題に入りまします前に、いま大臣が言われたような趣旨で、ほんとうに平等に、設置する目的の趣旨に合うようにあらゆる団体に差別なく使わせるといふことであるとするならば、この財源的な操作の中に、いわゆる国の予算をもつて充てるものと、一般国民大衆から寄付をもつて集めた財源という二つのものがあるわけなのでございす。その状況を見てまいりますと、私は世の中の人々が誤解をするといふことの中に、やはりそれらしきにおひする面があると思ひます。たとえば、財源を一般国民の中から求めるというときに、広く全国の教職員が親しんで使へるようなことを言つておるようでございますけれども、その募金をやりましますときの寄付対象になるものが校

長会であり、教頭会であり、そして教育委員会であり、自治団体である。こういうところに主眼を置いて、一般教職員に対しては何らこれを対象にしておらない、こういう状況に見えるわけでございます。そこは何となく私どもは、校長の管理職手当あるいは教頭の管理職手当というものが、どのように学校という職場の中で、家庭的な雰囲気の中でよくない方向に感じを向けさすかというのを心配して、前もって検討したことがあるのでございますが、それらの管理職手当をもらっている人を対象に寄付金を集めておる。こういうところに、やはり財源的な面から考えて、運営がそういう批判を受ける材料を持っておるのではないかと、こういうには私共考えるわけでございます。ここでこういうものをつくり出す際には、予算から一般財源として出すことと、それから財団法人をつくって寄付を集めるというお金の集め方と二つあるわけでございますが、これもやはり財団法人国立教育会館建設協力財団という財団法人ができておるようでございます。そこで、私はこれの内容について少しばかりお尋ねをいたしてみたいと思うのでございます。この資料をずっと調べてまいりますと、非常に合法的にお金を集めるというのをやっておるのですけれども、どうも少し形式にとらわれておって、ただこれだけ置いておけば法的に間違いないのだから、とこういうことで、たとえば理事の茅誠司さんのように、国立大学の協会の会長として理事に入っているものが、その協会の会長をおやめになられても、なおそのあとの補充をやっておらない。天野貞祐さんが理事長であ

りますけれども、天野貞祐さん自体は、この問題はほんの老若ではないかと私は思うのです。こういうものを並べておいて、そこから合法的に財政法に違反をするのではないかとと思われるような寄付金を集めている。こういうところに私は問題があるのではないかと考えております。

そこで、財団法人の寄付行為という定款を見てまいりますと、これは御承知のように発起人があって、発起人から評議員を選ば、評議員から理事を選ば、その次は理事が評議員を選ば、だれもほかの一般のものがその内容に立ち入ることはできないような仕組みになっているのです。この財団法人といふのは、こういうことになって、財団法人そのものを維持していくという定款でございますが、事務局は、これは福田初等局長さん、あるのですか、ないのですか。

○福田政府委員 この財団法人国立教育会館建設協力財団は、三十七年の十一月に文部大臣から認可されたものでございまして、いまいろいろ御指摘のありましたように、天野貞祐先生が理事長でございます。教育界、財界等の方々を役員にお願いいたしまして、この財団の目的であります教育会館の建設に協力するために資金の調達を行ない、その建設を促進するという方向に向かひまして仕事を進めるわけでございます。したがって、事務局は当然要るわけでございます。法人としての事務局は、便宜文部省の中に部屋を借りまして置いているというのが現状でございます。専任の事務職員もいままでのところ一人置いてございます。そういう状況でございます。

○二宮委員 定款によりますと、会計年度はやはり国の会計年度にあわせて四月一日から翌年の三月三十一日までということになっておるようでありますが、この収支決算明細書というものができましたら、これは一般国民大衆の方々の寄付を仰いだものなので、使用の方に対しては、この定款で示されておるような厳密な監査を行なつて、監事の報告書をおこれに添付をして私どもに提示していただかなければ、どうもどのように使われているかという内容自体も不明確でございますし、一体監事が監事の仕事をやっているとどうかということも私のほうにはわからな

しては、お手元に十一月から翌年の三月までの収支状況を差し上げているわけでございます。この明細は、当初予算額といたしましては約七千三百二十五万円を見込んだわけでございます。これはなぜかと申しますと、寄付金なども三十七年度中にかなり集め得るだろうという予想でこういうかなり思い切った予算を組んだわけでございます。しかし、出発早々でございますので、三十七年度は実際は寄付金はあまり集まらなかったわけでございます。そういう関係から、決算額におきましては、収入が五百五十九万八千二百三十八円。それに対しては決算額の支出のほうは、三十七年度中に六十万一千四百六十六円となっております。したがって、当然三十八年度にその差し引きを繰り越したわけでございます。この決算書につきましては、監事から当然監査を受けまして、それについての必要な手続を明確にいたしてござい

したのは約一千八百八十八万円でございしますが、すでに寄付の決定いたしておりますものが九千九百万ばかりござい

とを指摘しているのかどうか、そういう監査の認定書と申しますか、確たる第三者的な権威ある方の事務監査の結果を御提示いただかないと、いつの間にかやらお金を集めていつの間にか使っているという疑問を持たれる懸念があると思ひます。これは三十七年十一月につくつておるようでございますから、三十八年三月末とことしの三月末まで二年目の収支決算が出るはずでございますので、先ほど資料として三十七年度の分はいただきましたけれども、監査の状況、それから、三十八年度の寄付金の集まり方の状況、これらについていさ少し明確にしておいてもらいたい。文部省のやることですから、御説明いただきたいと思います。

○福田政府委員 ごもつともなお尋ねでございますが、三十七年度におきま

○二宮委員 所期の募金ができないうことになりまして、事業計画には支障があるのではないかと考えますが、この収支予算書によりまして、お金を集めるだけでなくて、この財団法人そのものが、教育会館内の設備のいろいろな工事を発注するというような、会館に付帯した工事について発注をして設備をつくつていく、こういう仕事もやっておるわけですか。

○福田政府委員 御承知のように、募金をいたしまして、その募金によりまして必要な諸設備を発注いたしまして、いわば現物寄付の形でこれを寄付していただくという方法をとっておりますために、すでにこの財団としていままでの募金の中からかなりの額の発注をいたしております。

○二宮委員 この財団法人の定款によりまして、お金を集めることが目的であつて、その集まった財産を基本財産

三

いろいろな面で疑惑を持たれるというような結果が出てくるのじゃないか。したがって、私はなお御要求申し上げますけれども、いまそのような、ここに一つのクッションがあつて、これをうまく使えば何でもすばつといくようなものにも使つていくような感があるのですけれども、やはりこれはこれとして、法律上に定められた生

格を持っておる財団法人でございますから、こういうものをいま言ったような姿で運営するということのために、はつきり評議員会あるいは理事会において、そういうお金をこのように使つてよろしいという決定をしたところの書類がそろつていなければ私は無効だと思ふ。もしそういうものがなくして、集まつたものがかつてに建設省に回つていくというようなことになる、これはどがやっても、こういう行き方をやつてはしめしがつかぬと思う。それは理事会、評議員会というものは回数制限もございまして、そのときの会議録もとらなければいけません、出席状況もはつきりせなければいけません、そしてこういうことを議決したということを、はつきり書類として残しておかなければならぬことになつていくのですから、いまのような少し型がくずれたような寄付行為でなく、やはりそうしたすっきりしたものを、だれにどこから見られてもいいように残しておいてもらふ。そうしないと、国自体が財政法の違反あるいは地方財政法の違反になりはしないかと思ふようなことを、国費で出しながら、一方で寄付を強制する。強制というところは悪いかもしれぬけれども、管理職手当をもらつてゐる人だけに寄付を求めたというところに、どうもおかしい点があるわけではございませんから、そういう点はやはりすっきり明瞭にしていく必要があつたかと考へます。したがって、この寄付行為にきめられた款項につきましては、決定した書類として残すべきものについてはこれを残す。そして監査を受けた結果のものについては監査を受けた結果の

書類を提出する。それから本年度の分についても、募金の事務費というものは相当お金を使つてゐるようではございませんが、これらの問題につきましても明細にしまして、それをお示しをいたたく、ぜひこういうような運営をお願い申し上げたい。そうしませんが、これに對するいろいろな疑念が起つてくる、あるいはない疑念を受けるというやうな結果も起つてくるのではないかと私は心配をいたします。

特に一般業者が募金に對してたいへんな熱意を示してきたということでは、あるいは建設省としては警戒しなければならぬことだと思ふ。これらはすべて地方の義務教育諸学校であるとか、あるいは公立高等学校であるとか、あるいは大学であるとか、それらの諸学校において発注をされる性格の物資を持つておる業者が、この理事の中にぜひふんたさんあるじゃないか。そうしますと、一応建設省、文部省に寄付をしますというところは、ひいてはどこかでまたそのマイナスをのほかに取り返すことのできるやうな仕組みになる、こういう懸念が持たれるやうになるおそれが多分にある。これはどこでもあるのです。ですからそういうことがすつきりするように、やはり定款に従つての操作というものを十分にやつておいていただきたいというやうに私は御要望を申し上げますが、それらの定款に定められた書類、これらは私どもが見せてくださいといへば、いつでも見せられるやうになつておりますかどうか。

○福田政府委員 主要な諸帳簿類は、私どもそういう点を考えまして十分整備いたしております。必要な場合にはお目にかかれらると思つております。

○二宮委員 三十八年度の収支予算書、この理事会に出したものだと思はれますが、この中に事務費として出ております常任参与というものは、定款の第何条に当たりますか。

○福田政府委員 定款の二十三条に、参与というものを置くやうになつております。

○二宮委員 しかしその常任参与というものがありませんね。この常任参与として五万一千四百円という月給を支払うというのですが、この人は実在しておるのですか。

○福田政府委員 この方は現実にいらつしやいます。実はこの方を当初常任理事にお願いする予定でおつたのでもありますが、しばらく参与の形でお入りいただいたというので入つてもらつております。しかるに病氣になつてしまつて、それでいま入院いたしておりますので、そのままで常任理事にできなかったやうな状況でござい

ます。

○二宮委員 財団法人について私どもの経験をしている範囲内で言へること、先ほど申し上げました要項事項の中に全部申し上げたつもりでおりますけれども、理事の中にたとえば天野貞祐だとか小江利得であるとか茅沢司であるとか、こういう有名な人がずつと並んでおるわけですか。おそろくこういう人たちが顔をそろえたと、寄付金集めの看板になるといふ失礼ですが、こういう人が理事になつておるからという一つの信用度が理事のこの性格の中にあらうかと思つたのですが、こういう人は自分の仕事を御承知になつてお

りますか。一べんでも集まつたことがあります。

○福田政府委員 当初御就任いただきました際に、この事業についての計画を十分お話し申し上げまして、積極的に賛意を示していただいた方々になつていただいたわけでございます。

○二宮委員 それはそうだろうと思うのですけれども、その後の実際の運営にたいへん多忙な方々で、あらゆる面で働かなければならぬ人を看板に並べておいたのでは、理事会は成立せぬやうなかつたやうになるのじゃないかと私は心配をするのです。よくそういうことがあつて、その場合には委任状をとつて、その委任状でもって数をそろえるということ、無理してそれで理事会が成立したのだということ、そこで重要な問題を決定したとして、したがつて、理事長もロボットであれば、福田さんはロボットではないだろうと思ふけれども、ほかの人も大體顔を出しているだけで、事務局というものがこういう仕事で横暴をきかめるといふ性格を従来持つておつたのが、この財団法人寄付行為というものの性格だと私は承知しております。そういう経験を持つておるわけですが、初めに承諾せぬものを理事に並べるといふやうな、そんなばかなことはありませぬから、それは承諾をしたでしようが、こういうえらい人をずつと並べていきますと、いつも問題となるのは、先ほど言つたやうに、理事会が成立しないという問題が起つてくるだらうと思ひます。それで無理をして、もう理事会は成立せぬものだからというところで、事務局がやつて仕事を進めるというところで、どうかするといふんな

問題を引き起こしてくる大きなものになるわけでございます。しかも一般の人から批判しようにも、理事会が評議員を指名をする、評議員が理事会の理事を決定する、これはもう卵と鶏みたいなやつでいきまふから、どこからこれに對して一矢を報いようと思つてもやる機会がない。そして一番最後に、これがもし解散した場合に、解散したときの残余の財産は全部教育会館に持つていくのだと書いてありますから、実に便利のいい一つのクッションであらうと思ふのですが、そういうところが、ほんとうにやつておられたのだからどうであらうか。これだけのメンバーを見てまいりますと、教育会館のためにこれらの人々が、書類ではなくて、本物が顔を出して、理事会を構成するといふやうな実態が決算書の中には理事会は一回くらいあつたやうですが、あつたのですか、どうですか。

○福田政府委員 御指摘のやうに、とかく世間にはそういう場合がありがちなことを聞いておりますが、私どもの理事会の運営といたしましては、お忙しい方もたくさんいらつしやいますので、そういう場合には、もちろん議決権はございませぬけれども、その当該理事のかわりの方に傍聴をしていただくというやうな方法を講じまして、事業を進める上に知らなかつたとかいふやうなことはないやうに十分連絡の点は配慮いたしておるつもりでございます。ただし昨年開きました理事会においては、むしろ出席が非常によろしくございまして、理事会が成立しないとか、あるいは仕事をきめるのに困るといふことはございませぬで、むしろ

昨年よりはよろしくございました。

○二宮委員 やはり私どもの浅い経験から考えてみても、看板にしたいような人は実質的には動いてくれない、実質的に動いてくれるような人は看板にならないという悩みがあるわけでございます。そこでこの運営がどうしてもぐうたらになっていくというおそれが多分に包蔵されているという経験をしているわけでございますが、昨年の理事会ではいっばいこれらというところで、たいへんそれはいいことでございますが、その後追加をされた理事というのは、これはどういう観点に立って追加をされたのですか。

○福田政府委員 発足当時の理事の中には、財界からも代表的な方にお入りいただいたわけでございますが、その後やはりこの財界のほうの御要望がございまして、各関係の団体の代表的な方々にお入りいただいたほうが、この事業に積極的に御協力を願う意味においてよろしいというような御要望がございましたので、そういう方々に、あとからでございますけれども、追加してお入りいただいたわけでございます。

○二宮委員 ことしのこの三千万という予算は、主としてでき上がった後の運営費であるということでございしますが、もちろん特殊法人で税の減免をされるわけでございますけれども、これは相当に利用者が多いわけでございますから、そこから上がってくる果実というものも一応考慮して財源に考えることができる運営になろうかと思っております。

そこで、これから後の運営ですが、国費を、年々相当の金額をこの中に投入しなければいけないのか。あるいはあそこの中で、ほぼ独立の採算とまではいかぬにしても、大かた財源はその運営の中から取り得るというような計画を持っておられるのか、今後の運営の財政面について、しばらくひとつその構想をお聞かせいただきたいと思っております。

入しなければいけないのか。あるいはあそこの中で、ほぼ独立の採算とまではいかぬにしても、大かた財源はその運営の中から取り得るというような計画を持っておられるのか、今後の運営の財政面について、しばらくひとつその構想をお聞かせいただきたいと思っております。

○福田政府委員 この会館の運営につきましては、私もこれを設置いたします目的に従って運営されるというところを考えると、この会館があまり多くの収入を上げるというところは望まれないと考えておるわけでございます。したがって、この会館の使用にあたりまして、教育関係には特に一般よりも安く利用してもらおう、そういうことで提供いたしますと、どうしても全体の運営費について自前でまかなっていくというところは困難であります。したがって、私どもとしては、やはり今後運営費の一部については国の補助を期待する、こういうような考え方で今後考えていきたい、当分の間は考えていきたいと考えておるわけでございます。

○二宮委員 大体その運営の財政規模というのは、どれくらいに考えておるわけですか。完成後における一年間の……。

○福田政府委員 さしあたり三十九年度におきましては六千七百万程度でございますが、将来にわたりますとも大体規模としてはそれほど大きくはならないと考えられます。職員等の給与費がかなりかさんでおりますので、この中でも約三千万程度は役職員の人事費でございます。それらのベース・アップ等がありますればもちろんかさまる

わけでございますけれども、事業そのものとしてはそれほど大きな金額にはならないと考えますので、大体、この会館が二、三年後におきましても一億を出るということはなからうと一億私どもは判断をいたしております。さしあたり七、八千万程度が妥当なところではなからうか、現在の規模でまいりますとその程度ではなからうかというように考えております。

○二宮委員 大体、こういうものが新しくできると、その責任者というものは関係のある省の中から天下りの人事が行なわれるということが問々あるわけでございますが、もう大體尾文部大臣の頭の中にはあとの人事の構想もできておるのじやなからうかというように私は想像するわけなんですけれども、先ほど福田初中局長あるいは文部大臣が言われましたように、りっぱに親しまれるところの教育会館として今後運用してまいりますためには、その運営の責任者というのが非常に重要なポストにならうかというように考えるわけでございます。これは予算分科会でもあまりいいことばでは言わなかったのですけれども、もう大方御主人がきまつているのじやないかというようになお話も悲観には出ておるわけでございます。したがって、あれがそこをにすわったのでは会館の色合いはこうなるぞというふうな、また方向づけにも色がつけられておるような感じもするようないことを聞くわけでございますが、私はやはり刷新をされた人事をやつて、ほんとうにいいスタイルの、教育会館というものを今後民主的に運営してもらうためには、あまり功労人事的な、天下りのな、従来やつていような行き方

の人事というものは排除することが必要ではなからうかというようにも考えるわけなんです。当然その年とった人々をどこに持つていって働いてもらうかというところは考えなければならぬ問題ですけれども、教育会館は先ほどおっしゃったような精神でいく、初中局長の理事としての立場からの運営方針等から考えていきますならば、その人事そのものは私は非常に重要なポイントにならうかと考えます。その辺についての構想はおありでございますか。まだまだそこまではかたまつておらないという状況でございますか。

○難尾国務大臣 この会館の運営はさうわめて重要なことと思っておりますので、ただいまその館長たるべき人について慎重に検討をいたしているところでございます。できるだけひととおり、ばな人、また適材を得たいと思ひまして、検討いたしているところでございますが、まだ候補者を決定するところまで至っておりません。

○二宮委員 大体われわれが想像することがあまり当たらずとも遠からずということにもなるのではなからうかというふうなことを考えておりますけれども、慎重に御検討をしてください。同時に、先ほど私どもが要望しましたように、あの人があそこをにすわったのでは親しめないぞというふうな、そういう色合いをつけたような教育会館にはしないような方向で、人事については十分な御配慮をいただきたいというように私は考えているわけでございます。

重点的に私が申し上げました問題は、財団法人の寄付行為に基づくところの操作が、事務的にうまくできていくかどうか、これが定款の範囲を逸脱

をして、あまりあばれ回っておらないかという問題でございます。これは監査に対する状況、監査の状況あるいは資金のいろいろな施設に対する発注の状況、それらについて私どもが考えているような資料を十分に御提示いただかないと、私はこの問題にはまだ十分に納得することができないのです。非常にルーズになるおそれのあるものでございまして、聞いておつてもやはり相当ルーズになっているのではないかといいおそれがちらちらするのでございまして、いまそこ書類がございしますから、私どもにお見せくださることでございまして、委員長、休憩をしてもけっこうですが、見せてもらいたいと思うのです。ありますか。

○福田政府委員 ここにそういう書類は持ってきておりません。

○二宮委員 持ってきておらなければ——見せてくれることができませんかと言っているのですから、持ってきたらどうするのです。そういうものの言い方の答弁は最後になってあまり感じのいい答弁ではない。

○福田政府委員 先ほど申し上げましたように、お見せすることはできませんけれども、いまここに手に持っていないというのを申し上げたわけでございます。

○二宮委員 たいへんかかってですが、ひとつそれを一通り見せていただいたと思うのです。その間休憩でもしていただいてけっこうです。

○久野委員長 ちよつと速記とめて……。

〔速記中止〕

○久野委員長 速記を始めてくださ

い。

○二宮委員 皆さんの意見もあるよう
でございますが、それほどむずかしい
私には言っておくわけじゃないのです。
私はむしろ建設的に、協力的に申し上
げておるので、ただ文部省がこういう
財団法人をつくってやったというとき
に、これはしめしをつけなければなら
ぬ問題ですから、どうかすると、募金
というのにはルーズになる可能性を持
ておるので、この点はこうしてある、
この点はこうしてあるというポイント
だけを私どもにお見せいただければよ
ろしいということなんです。疑惑があ
るなら、何もこの委員会ですらなく
も、ほかの委員会ですら方法がありま
すが、それを深く掘り下げてやるので
はなく、総括的にこういう程度のも
のだというのを御説明いただきたい
というのを要求申し上げておるわけ
です。その資料を何らかの形で出し
ただけでかどうかということをお尋
ねしておるわけです。

○福田政府委員 資料を提出いたした
と思います。

○二宮委員 それでは、私の質問は一
時保留させていただきます。

その状況を見て、多分私のほうで了
解できるような段階であろうと思いま
すが、そういう状況であれば、それか
ら先の私の最後の締めくくりの御質問
を申し上げて終わりたいと思います。

○久野委員長 次に鈴木一君。

○鈴木(一)委員 最初にこの出されて
おる法案につきまして、若干わからな
いところをお伺いしたいと思えます。

第一条と、それから第二十条に関連
するわけでございますが、教育職員、
それからまた教育機関の職員、こうい

う方々の研修を行なうというのがこの
会館の目的であるようではありますが、
この中でいずれに重点が置かれておる
のか、そういう点についてまずお伺い
したいと思えます。というのは、もの
ごとができる経過では、それぞれ一つ
のこうしたい、ああしたいという目的
があつてできるわけでございますが、
何かそこに重点というものがあろ
うと思つてございしますが、学校の
先生の再教育とか、そういうふうなこ
とと主たる目的なのか、あるいはもつ
と広範囲に何もかもみなやるといふの
か、その点をお伺いしたいと思いま
す。

○福田政府委員 御指摘の点につま
しては、第一条の目的に「教育職員そ
の他の教育関係者のための研修施設を
運営し、云々」ということがございま
す。この教育職員という定義は、これ
は御承知と思いますが、他の法令等に
おきまして、大體校長、教員等をさ
しております。その他の教育関係者と
申しますと、学校で申しますと、事務
職員あるいは社会教育関係施設の職
員、そういうものまでが大体その他の
教育関係者というところに入るわけ
であります。あるいはまた行政機関の職
員も入るわけでございます。したがつ
て、この目的としては、そういうよう
に学校教育のみならず、社会教育等に
も携わつておられます職員の資質の向
上をはかるためにこれを運営するとい
うのが目的でございます。したがつて、
この会館としてはそういう目的に場所
を提供し、あるいはまたみずから事業
を行なうということでございますが、
会館をつくる一番当初の考え方とい
しましては、数で申すのもいかがかと

思いますけれども、学校教育関係の教
職員がその中でも一番大きな比重を占
めておるわけでございます。そういう
点で、現在の学校教育職員の資質の向
上をはかるというのが当初の踏み出し
でございます。それに重点を置くとい
うことはございませぬけれども、い
わばそういう学校教育関係者の資質の向
上というところは、何をいふのも第一義
的にこれはやらなければならぬとい
うような心組りでこれを運営してい
くわけでございます。もちろん社会教育
関係の方々の資質の向上ということも
必要でございます。お尋ねに従つてし
いて申し上げます。

○鈴木(一)委員 そこで関連してお伺
いするわけでございますが、主として
学校の先生の資質の向上ということが
大きな目的の何に何たわけござい
ますが、現在の教師のどういふところ
にどういふ欠陥があるのだ、した
がつてそれをどういふようにして直す
のだというふうな、一つの文部省とし
ての方針もあつたろうと思つて、そ
れに関連して御意見を伺いた
いと思つてます。

○福田政府委員 欠陥があるといふこ
とまで申し上げると適切でないかと思
いますけれども、これは教職員として
の資質の向上をはかるというところは、
いかなる場合でも、いわば永久にそう
いうことはやるべきことだと考へてお
ります。ただ現在の時点におきまして
考へました場合に、多くの教師の中に
は、教壇に立つてほんとうに児童生徒
を指導し、教授するといふことにつ
いて自信を十分持っているかどうかとい
うことにつきましては、やはりいろいろ

現場で困難な事情もあるようであり
ます。したがつて、私もといたしま
しては、現在の学校教育法の法令に定め
られておりますところの教育内容とい
うものを十分こなして、また生徒児童
に對しても十分それが指導できる
ような自信と能力をつけていただくた
い、こういう意味から学校関係の教職
員の資質の向上をはかつていくとい
う点に主たるねらいを置いておるわけ
でございます。したがつて欠陥というよ
ういふ自信と能力をつけようというよ
ういふ自信と能力をつけていただくとい
う方向において考えたいと思つので
す。

○鈴木(一)委員 うわさといひます
か、巷間言われておるところによりま
すと、長い間日教組と文部省の間に紛
争があつて、今日までできておるわけ
でございますが、それがまたひいては
ILOの問題とか、そういうことにもか
らんできておると思つてございま
す。ここで対日教組の思想対策とい
うか、そういうことを非常に重点に取
り上げておるのではないかと、うな
うわさもあり、私もそんなふうな
感じもするわけでございますけれど
も、そういうふうな点についてはいか
がなものでか。

○福田政府委員 御指摘のように考
へていないのでございまして、私も
はあくまでじみちに教職員の資質の向
上をはかる。いわば現職教育としての
あり方というものを十分充実した現職
教育をやつていきたい。こういう考へ
方に立つてこれを運営するのでありま
す。

○鈴木(一)委員 よくわかりました
が、えてそういうふうな方向に行き

ちな点もいままでのいきさつからある
と思つておりますけれども、思想に
はやはり思想をもつて対決しなければ
ならないし、それはむしろ文部省なり
あるいは会館のやることというより
も、政党とかその他の団体のやるべき
ことであつて、あまりそういうふうな
方面に重点を置いて深入りすると、第
二の国民精神文化研究所みたいな狭い
ものになつてしまつて、多くのまじめ
な教員から浮き上がつてしまつて、あ
そこの講習会には行く必要はない、こ
ういふふうなこともなかなかなない
と思つてます。この点は十分運営につ
いては御注意を願ひたい、こういうふう
に考へております。

それから、先ほど私が教員のどこに
欠陥があるかということをお申し上げた
わけでありましたが、確かに福田さんが
言われるとおり、私の設問が悪かつた
と思つてますが、教育は永遠のものでも
ありませんし、これで結論が出るもので
はないと私は思つてます。しかし、やは
り現在の教員のこういうふうなところ
が悪いのだというふうなことは、文部
省としては当然頭の中にあると思つて
だけでありまして、これは単に教員個人
だけが責められない。制度上の欠陥と
か、あるいはまた社会環境からくる欠
陥とか、そういうものが多岐にわたつ
てございまして、ただ教員の資質を
向上するといふことだけを目標にして
この会館が所期の目的を達するかどうか
というところは、はなはだ私は疑問を
持つておるわけでございます。その点
はいかがですか。

○福田政府委員 いままで各都道府県
や文部省の主催しました各種の研究集

会や講習会等におきまして、現場の先生がそれに参加して非常に効果があったというところは、これは自信を持って私どもも言えるわけでございます。したがって、現在の教職員の実力をつける意味における各種の研修会などは、現在の制度のもとにおきましても続けたいかなければならぬと考えるわけでございますが、御指摘のような、もとも教員の養成そのものに何か考えるべきことがあるのではないかと、これはやはり根本的な問題になるわけでございますが、御承知のように昨年も教員養成審議会におきまして、今後の教員養成の問題について、一応将来こういいうような改善をはかったほうがよろしいというような建議も行なわれております。したがって、現職教育ばかりでなく、今後のやはり大学を卒業してきます教員につきましても、そういう面から文部省としてはいろいろ検討すべき問題はあろうかと思ひます。

〔委員長退席、上村委員長代理着席〕

○鈴木（一）委員 少しこの問題からはずれるかと思ひますけれども、やはりいま局長が言われたような教員の養成という問題について、そろそろ再検討してもいい時期にきていやしないかという感じがするわけです。もちろん過去の師範学校を中心とした教育に対するいろいろな批判から、かなり極端な方向にまで新しい教員の養成制度が進んだような気がするわけでございます。過去のよきというふうなものが何もかも全部だめだということで一掃されて新しいものができたのでございまして、ものの制度が変わるときは、そう

いうこともやむを得ないと思ひますけれども、そろそろもう一回ここで日本の実情に合ったような形で教員の養成制度を考える時期にきていやしないかというふうには思ひます。的がはずれておるかも知れませんが、たゞただ大学になったというようにも、また新制大学の機能を見ましても、ただ大学に変わったというようにも、ただで、教授陣営からしても、あるいは学校の施設からしても、非常に私は不備だらうと思ひます。非常にこの前文教委員会からの視察で、地方の大学を見たことがあるわけでございますが、その総長が言っておりますが、このままでは推移したなら、もう四十年か五十年たたなければ、地方大学は東京大学と同じようなところまでレベルアップはできないのだというように言っております。したがって、そういうような教授の陣営からしても、施設の点からしても不備だといふところに教員養成の欠陥がまずあるのではないかと、いふ感じが私にはするわけであります。それからまた新制大学の運営を見ましても、教員を養成するのだ、そういうふうなはつきりとした目的というものがなく、思ひます。ですから、そこへ入った方々は、単位だけは一応取る。しかし、そのほかにどうかいい就職があれば、そっちへ行くけれども、ないという場合は取る。いやいやながら単位はやむを得ず取る。しかし、ほかにいい職がないので教員になるといふふうな傾向が非常に強い。おれがひとつ教育をやるといふ学校で勉強し、また学校へ行くとい

うふうな方が漸次少なくなつておる。また社会の風潮からしても、教員の待遇その他からしても、進んで教員になるといふふうな空気ではないわけではございません。したがって、そういうふうなところに大きな制度上の欠陥があるものであって、こういう会館を建てることによって問題が解決するのではなくて、もっと先に解決しなければならぬ問題がたくさんあるんじゃないかといったような感じがするわけでございまして、いかがですか。

○福田政府委員 確かに御指摘のとおりには養成制度自体につきましても検討すべき問題がいろいろあるかと思ひます。したがって、先ほど申しましたように教員養成審議会等におきましても、今後のあるべき方向というものを一応示しておるわけであります。私どもとしては、その教員養成の学部を出てまいりました先生方が、ほんとうにそういう世間の期待にこたえるようになりつばな先生であつてほしい。こういうような観点から、もちろん指導方においても充実しており、また人格的にもりつばな先生であるといふことが必要でありますので、その教員養成の内容につきましても十分今後検討してもらいたいと思ひます。また当面そういう教員養成の学部等の教育内容につきましても、これを改善すべく文部省としてはいろいろと現在検討中でございます。したがって、これができますれば、いままでよりもある程度改善が加えられるのではないかと、いふように思ひます。

○鈴木（一）委員 現在の日本の政治の面の不幸といふのはいろいろあろうと思ひますけれども、対立しておる政党が国の基本法である憲法に対する考え方が違ふとか、あるいはまた外交問題についても、当然大きな国民的利益という観点で、いろいろ結論の出るまでは意見があつても、やはりこれは一本でいくというのが望ましい姿だと私は思ひますが、そうでないところに日本の政治の大きな不幸があると思ひます。これは国内問題であります。お互いがほんとうに胸襟を開いて話し合つていけば、一つの結論には到達し得るものではないかと私は少し甘いかもしれませんが、何と云つても教員の問題は、教育の最も中心だと私は思ひます。その養成の制度そのものに相当の欠陥があるといふことは、いま局長が認めておるわけでございまして、文部大臣にお伺ひしますが、本格的に申しますと、弊があるかも知れませんが、小さいことをいふといふこともさることながら、こういう根本に触れる問題について、この際私に申し上げたような観点で、胸襟を開いて、どうすればいいかは教員養成制度がでるかどうかというふうなことに、文部大臣はおやりになる意思がないのかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 現在の教員の資質の向上という問題は、先ほどお話の中にも出ておりましたが、ただ現在だけの問題ではない。永遠の問題だということも言えるだらうかと思ひます。したがって教職についておる人たちに對する研修施設というものは、われわれとしても十分これを整備して、そして遺憾のないようにしたいと思ひます。

す。しかしそれと同時にもう一歩前、いわゆる教員の養成という問題についても考えなければならぬ点が多々あると思ひます。このことはひとり私どもの考えではないと思ひますのであります。国民の多数の人たちが教員に期待するところが多いだけに、やはりりつばな教員、熱心な教員、まじめな教員といふものを心から熱望いたしておると思ひます。その声にこたえるためには、現在の教員養成制度そのものについて検討を加える必要があるのではないかと、現職教員の研修もとり大切であります。最初には教員たるべき人の教育については、考えなければならぬ点があるのではないかと、いふので、年来この問題については文部省といひましても検討をしてまいりましたし、同時にまた御承知のように、文部省関係の審議機関等においていろいろ検討願つてきたわけであります。ただこれを具体化するといふことについてはいろいろ問題がございまして、にわかに具体的な結論を得るということが困難な点もあろうかと思ひます。現在私どもも各諮問機関等から答申あるいは建議がありまして、問題を参考にしたしまして、文部省としての具体的な成案を得たいといふことで、日々検討いたしておるわけであります。

さらにいまお話のように、こういうふうな問題について各方面と胸襟を開いて、そして検討したらどうかという御趣旨につきましては、私全く同感であります。ただ文部省の独善に終わつてはならない、したがってこの種の案につきましてもは広く国民の皆さん方の御意見というふうなものも十分承るよ

うな姿において結論を得たいと思うのであります。そのような心組みでいま準備を進めておる状況でございます。

○鈴木(一)委員 少し法案からはずれましたので法案に戻ります。

研究会、講習会を開催するというふうにもありますけれども、これはあれですか。受講者は地教委なら地教委の推薦を受けるとか、そういったような形で地方の選定にまかして集められるのか、もしそうだとすると来る人がみな同じようなタイプの人ばかり来てしまつて、その会議の中で活発な意見の開陳とか、あるいは討論というふうなものもできず、ただ日教組のフラクション活動に対抗するような研究会集みたいなのになりはしないか、非常に狭くなりはないかというふうな感じもするわけでございますが、その運営についてはどのようにお考えですか。

○福田政府委員 これはそれぞれの事業によって違うわけでございます。文部省でやっておりますところの教育課程の研究会等は、これは地方の教育委員会が推薦した者を参加させておりますが、そうでない一般の教科の研修会、講習会等におきましては、参加する者はかなり自由に、希望すれば参加ができるというふうな体制になっております。したがって、それぞれの研修会あるいは講習会の目的なり内容によって参加してくる人たちが違うわけでございます。必ずしもそういう制限をするという考え方はございませぬ。なるべく広く多くの方々に参加してもらいたいというふうに考えているわけでありませぬ。

○鈴木(一)委員 どうぞそのようにひ

つ運営をお願いしたいと思ひます。それから二十条に「一般の利用」とありますけれども、これは先ほど二宮さんに対するお答えでよくわかりましたので、これまた御答弁どおりひとつお願いしたいと思ひます。

それから二十六条、「利益及び損失の処理」とありますが、いま想定される利益というものはどういう形で生まれてくるのか、おそらく当分はこれは損失、赤字の見通しだらうと思ひますけれども、そういった収支の見通しというものはどういふふうにお考えになっておりますか。

○福田政府委員 さしあたり利益は生じてこないと思ひますが、万一将来出てまいりました際にはやはり将来のためにその残余を積み立て金として積み立ておくということが、この会計の健全なやり方として適当であらう、そういう意味でこういう規定を置いたわけでございます。

○鈴木(一)委員 資料とかそういうふうなことでペンフレットのような有料のものを出すお考えでございますか。

○福田政府委員 将来そういう事業もやってもいいのじゃないかと考へておりますので、そういうこともだんだんに理事会等が構成されました際には考へていくと思ひます。

○鈴木(一)委員 よけいなこともかもしませんけれども、その際たくさん印刷して各地教委に割当して、これを買い取れというふうな天下りのことではないようにひとつやっていただいたと思ひます。

それから二十七条の「(短期借入金)」のところでございます。いかなる場合にここの借入金を借り入れるのか、ま

たこれに対して国の保証の措置とかそういうことはするのかどうか、これをお伺いしたいと思ひます。

○福田政府委員 短期借入れ金は、これは年度内の借入れ金でございますので、会館の運営について必要な場合にない得るたてまに、どういふ法人でもなっているわけでございませぬ。したがってこれについて保証ということとは直接考へませんけれども、文部大臣が認可をすることでございますから、当然にそれについては認可した責任を持っていますのでございませぬ。

したがってやういふ行政行為に伴つたやり方としては、将来これについて短期借入れ金でも返済できないという場合におきましては、やはり文部省としても関係方面と相談して十分その対策を考へるといった責任は残るわけでございます。

○鈴木(一)委員 先へ進みますが、八条の役員のところでございますが、先ほど二宮さんからお話のございましたが、やはりどんな制度も、あるいはどんな機関も、運営する人の性格によつてかなり違つていくと思ひわけでございますが、最近議連でも問題になりました、官僚天下りばかりからぬということが言われ、また世間にもそういうふうな声があるわけでございますが、この選考にあつては、先ほどから局長が、あるいはまた大臣が言われた趣旨に沿うようなほんとうにりつぱな人物を、あまりこたわらずに広い視野でひとつ選定してもらいたいと思ひておりますが、これは先ほど大臣の答弁がございましたから答弁は要りませぬ。

それから十五条の代表権の制限でございませぬが、利益が相反する場合ということがあります。どういふふうなときに相反するのか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○福田政府委員 こういふことはめつたにないわけでございますが、特殊法人の法律などの規定では必ずそういうものを入れるわけでございます。たとえば館長自身が何か自分の他の仕事と関連をしまして館の事業とやあいが悪いというふうな場合もあるかと思ひます。そういう場合におきましては、この館長が利益が相反するというふうな、敵意に法的な意味においてそういう相反する場合でなくとも、趣旨としてやはりここの運営をしなければならぬので、そういう点においては館長も代表権をそういう事項については行使しないほうがよろしい、こういうことだと思ひます。

○鈴木(一)委員 そういふことはめつたにないことだろと思ひますけれども、そういうことのないようになりつぱな館長を選んていただきましたと思ひます。

法案に関連したことで私がふに落ちなかつた点は大体以上の点でございますが、最後にお伺いしたいことは、教師の研修がおもであるわけでございますが、一体いかなる教師を理想像と描きつづけるかという会館を建てて研修されるのか。これはむずかしい問題ではございませぬけれども、やはりここの問題もお互い避けずに、真剣に討論するということも必要な時期に私は思ひます。と思ひますので、御意見を申し上げます。か、御見解がありましたら、ひとつさつぱらに御表明をお願いいたします。

○渡尾国務大臣 どうもただいまのようなお尋ねが一番御返答がしにくいのでございませぬ。何かことばで言いますと、必ずどこかに限定が出てくることになりましてお答えしにくい問題でございます。非常に抽象的なことを申し上げることになるかと思ひます。であります。が、われわれとしましてはやはり子供の教育について、いわゆる豊富な教授力を持った教師がまずほしいわけでありませぬ。同時にただ知識、技術その他の点においてのみ豊富でありませぬ、教師と子供との関係というものはそれだけのものではない。むしろ子供にきき感化を与え、よき影響を与えるのは技術、知識の問題よりも、その人の問題ということが非常に大きいのではないかと、これはわれわれが子供のときのことを考へてみましてもその感が非常に深いわけでありませぬ。やはりりつぱな人格を持ち、子供によき影響を与え、与えるだけのものを持った人がほしいと思つております。それとちろん同じようなことでございませぬが、教育そのものに真剣に取り組み、そして熱意を持って子供の教育にあたつてもう人がほしいわけでありませぬ。言いかえれば、これはおそらく多くの国民の望んでおるところと思ひますので、教師としての使命感を持って、そして日々の教育に当たつていただく、このような人が実はほしいと思つております。ただ単に知識の切り売りであるとかあるいはただ単にサラリーマンをもちょう労働者であるとかということにならずに、ほんとうに子供をあずかつて、これを教育していくという教師としての使命感に燃える人が実はほしいわけでありませぬ。同時にまた文部省の立場か

ら申し上げますれば、文部省が少なくとも義務教育等につきましては、教育のいわば基準を示しておるわけでございます。これにほんとうに血を通わせ、また命を与えるのが教師の力であり、政府といいますが、国の示しておる基準というものをとつと生かしてやっていたくような人がほしいわけであり、これを全く無視して、これと反対な立場に立つて日々の教育に当たるといふようなことは、これはわれわれの最も好まざる教師であると言わざるを得ない。そういうふうなことを総合したしまして、りっぱな教師をひとつつくり上げるということで研修はやってもらいたいものと考えております。

○鈴木(一)委員 私自身もどういう教師が必要かというのをいろいろ考へてはいるわけでございますが、抽象的に表現すれば、いま大臣が言われたようなことと大同小異だと思つてござい、ますが、しかし現在の教育制度の中で行なわれている教育の実態からして、いまのような理想像を求めても求められないような状態に私は教師が置かれていないのではないかと思つてあります。これは池田さんが所得倍増をやったせいでもないかと思つて、けれども、どんな高校ですら義務制に近いくらいに志願をする。同時にさらに私立、官立の大学に就つてみんな進んでいく。親はとにかく大学を出さなければならぬという唯一の立場から求めるとは、とにかく受験に合格すればいいのだ、こういうふうなことでござい、ます。そこにまた文部省のほうからはいろいろと基準も出、学力

のテストもあるし、あせひこうせいというものであれば、いま言つたような理想像を描いて教師の職に入つていっても、そういうふうな、これは教育と関係あることかもしれないけれども、ただ入学試験の難関を突破するといふことだけに教師の使命が置かれておつて、一番大事な人間形成といふふうな教師として大事なことを研究したり、努力したりする余地というものはほとんどないのじゃないか、こういうふうな感じがするわけでござい、ます。これは私日本の教育の一番大きなガンじゃないか。小学校、中学校、高等学校、大学へ行つても、そこで人間の形成なんという問題は取り上げられない。たまたま就職を有利にするために大学を卒業すればいいのだというふうな方向にとつと流されていく。そうして年々これがひどくなつていく、こういう状態において文部省がせっかく会館を建てて教師の研修をし、りっぱな教師をつくるというふうな言つてみても、何か東のほうに走つていく車の中で、自分だけが西のほうへ走つていっているつもりでおる。しかしもうみんなが全部そういう方向へ流されていってしまつておるのじゃないかというやうな感じがするわけでござい、ますが、これは非常にむづかしい問題で、大臣にこれに対してはつきりした、こうすれば直るのだというふうなお答えを期待することは無理かもしれませんけれども、私は日本の教育のいまの一番大きな問題点はここににあるのじゃないかというやうな感じがするわけでござい、ます。御所見を伺いたいと思つてござい、ます。○渡尾国務大臣 ごもつともなお話だと伺います。私は現在のこの世の中に

おいて教師も非常に苦しい立場にあるのではないかと思つております。社会そのものが非常に変動の多い時期であります。その中において教師だけにいろいろなことを求めるということには私は無理があると思つて、この教育の問題は中ずまでもなく、ただ学校の教師だけの力で私はその成果を期待することは困難だと思つて、しばしば言われておりますように、学校におきましても、家庭におきましても、また一般社会におきましても、りっぱな目標に向かつてお互いに協力していくということがなければ、いかに教師が努力いたしましても、そのみによつては私は成果を期待することは非常に困難である、このように考えますだけに、今日の教師の立場というものが非常に苦しい、しかも教師自体に対する、たとえば処遇の問題等については、決して私はこれが万全とは思つておりません。また学校の施設その他につきましても、まだまだ改善すべき余地が多々あるということも申すまでもないこととあります。そういう環境の中において、またこういう社会状況の中において教師が教育の効果を上げるといふことは、きわめて苦しい、また困難な問題でござい、ます。そういう意味におきましては教師の諸君に対して、われわれも大いに理解を持ち、同情しなければならぬ、このように考えます。ただ問題はしかしその外部の条件というだけであつてこの問題は私は解決しないと思つて、やはりいかに困難であつても、いかに乏しくて、いかに苦しくて、その間においてできるだけりっぱな教育をやつていこ

うという教師の主体的な努力、主体的な熱意というものがやはりなければならぬのじゃないか、このように思ふ次第であります。ひとり教師だけを責める立場には私はおらない。どこまでも教師に協力し、また社会の人たちの理解と協力を求めて、教育の万全を期していかなければならぬ、こういう考え方には立つておるわけであります。なかなかしかしその問題は実際問題として容易でないといふことでござい、ますが、容易でないからといって投げるわけにはまいりません。やはりいまのよきな心持ちでもって教育行政を推進してまいりたいと考えております。

○鈴木(一)委員 これは人類が過去よりは進歩しつつ先へ先へと進むと思つて、しかしその段階一つ一つを区切つてみても理想的な社会といふものはないだらう。描けることは描けるかもしれないけれども、理想的な社会は私はなかなかないと思つて、したがつて、この種の問題は、やはり環境を整備しつつ、またその中に働く教師の自覚を高める、両方からこれは歩み寄つていかなければならぬと思つて、ござい、ます。その点では私は文部大臣の意見に賛成でござい、ます。しかし、現在のこの教育制度を見ておると、とても、よほど意思の強固な、百万人といふえどもわれ行かんというやうな、相当強固な人でなければ、むしろこれは絶望感を教育の場で感ずるのではないかといふことを私は非常に憂えるわけでござい、ます。

教育といふものは、これはいろいろ定義のしかたもあると思つて、要は教師と生徒がお互いが一つ魂を触れ合つて、そして生徒の中に潜在するひ

とつとよき可能性というものを引きずり出して、それを伸ばして、い、悪い可能性はこれを未然に抑えていく、というところに私はほんとうの教育があると思つて、ござい、ます。い、まのように受験勉強の予備校といふやうな形に学校がだんだん成り下がつていって、そして四五十人とか五十人と、いはゆる、あるいはまた多いところでは七十人か八十人の生徒を一人の教師が相手にして、片一方では受験の準備をしなければならぬ、片一方では人間形成の面でもた努力もしなければならぬといふやうなことは、なかなか私ではできないのではないかと、思つたが、や、やはり魂と魂が触れ合えるやうな環境といふものをつくつてやる。したがつて、少なくとも学級編制なんかも三十人ぐらいのところまで下げて、そして一人一人の教師が教育に興味と自覚を持つて進んでいけるやうな環境もつくつてやらなければ、いかに研修会を開いて理想像としての教師はかくのごときものだといつてみても、何らの効果がないのではないかと、いうやうな気が私はするわけでござい、ます。

これは私、新聞で読んだので、まだ自分で確かめてみたわけではありませんが、どうかと思つて、また教育といふやうなものは一年や二年で効果があるものではないと思つて、明治学院で東京都の東村山に高校をつくつた。これは別に優秀な者ばかりを選別して入れるのではなくて、バラエティに富んだ、いい者も悪い者もとるといふ形で教育をやる。これはわずか一年の成果でござい、ますけれども、英語のやうな場合は、ただ教科課程に

ついて教授するといふのではなしに、学級編制も十四、五人に縮小して、そのかわり先生の数が多く要るわけでございますけれども、そうして円陣をつくって一人一人と教師が話をしながら進めていく。全然英語はだめだといふて最も悪いクラスの生徒が、一年の教育でけっこうAクラスのクラスまでのぼっていくといふようなことが実証されておるわけでございますが、やはりそういったような新しい、教師が励みが出るような環境もつくってやらなければ、それはもちろん国の予算あるいは地方財政との関係もあるかと思ひますけれども、少なくとも教育が民族百年の計であり、永遠に未完成な大事業だといふような観点に立つならば、やはりもう一回ここでそういうふうな教育制度の問題も考え直さなければならぬのではないかと。ただ教師にだけ重荷を背負わせて、そして吉田松陰とかそういうような昔の、経済問題は一切おかまいなしで、ただわれわれは教師であるといふことで職業的に教育をするような教師だけ求めても、いまの時代では私は無理なのではないかといふような感じがするわけでございます。

同時に、これも新聞の記事ですが、私、私確かめてみたわけではありませんが、たとえばこれは読売新聞の「二つの学校」というところに出ておったわけですが、非行少年の問題でございます。中央青少年問題協議会が調査した非行少年の年齢別の中間報告でございますが、それによりますと、非行——盗み、家出、ずる休み、物品持ち出し、乱暴、脅喝などに初めて走った時期は、十歳以下が五・二％、それから十一歳から十三歳までが三・四・

六％、十四歳以上が五・六％、これは全国教員院の調べといふふうになつておりますが、そうしますと、すでに小学校の三年、四年のころにそういう芽ばえがあるわけなのです。ただ高校生が非行したとか何とかいって取り上げてみても、その非行のきざしはもう小学校の三年、四年ころに出ておる。そのときにそういう潜在性をつんでやらなければあとになってどうにもならないといふことなのですが、しからば小学校や何かでそういう個人個人の人間形成にまで教師が立ち入って指導するような環境にあるかどうかという点については、私は、教師がいかに能力があつても現在の制度ではなかなかむずかしいのじゃないか、そういうことを憂えるわけでございます。御所見を承りたいと思ひます。

〇灘尾国務大臣 私もただいま鈴木さんのお述べになりましたようなことにつきましても同感であると申し上げてよろしいと思ふのです。ただ教師にのみ要求して願ひないといふようなことは、いまのわれわれの一番考えなければいけない点ではないか、特にまた教育環境を整備するといふようなことは、われわれの責任である、できるだけ教育環境を整備することに努力してまいるといふことについて、私も一そう励まなければならぬ、かように考えている次第でございます。実は私の郷里のほうに先般寄宿舎をつくつたのであります。これは僻地の児童のためにつくつた寄宿舎であります。昨年つくりまして初めてこの冬入つてきて、最近その地方から人が参りまして、いろいろな話の中に、僻地の児童が寄宿舎に入つて共同生活をやりまし

たのが異口同音に申しますことは、勉強するといふことが初めてわかつた、そういうようなことを子供が言つておる、それからまた現実にはその子供たちの成績が見る見る改善されてきた、こういうふうなことを話しておりました。これは一例でございますけれども、実情に即した環境の整備というよりなことは、努力すればそれだけ大きな効果があがるものであるといふことを示す一つの例ではなからうかと思ふのであります。そういう意味から申しまして、現在の教職員の諸君が置かれておる環境というものは決して満足すべきものでないといふことはよくわかる。したがつて、ただ教師だけを責めるといふことでなしに、われわれがわれわれの責任とすべきことを努力する、世間の人もまた教師のこの心労に對しまして、あまり迷惑をかけないようになつて、少なくとも迷惑をかけないような生活をしてほしいと私は思ふのであります。そういう点で、最初に申しましたように、すべての人が協力してやるべき姿、これが私は教育をする根本に必要なことじゃないかと思ふ。そういう点で努力の足らざることをただ憂えておるようなわけではあります。私は、国民全体の理解と協力のもとに日本の教育を進めていこうという方向で、あくまでも努力してまいりたいと思つておる次第であります。何さま思ふにまかせぬことばかりでございますが、不満足、つまり教育といふふうなことは満足すべき事態といふものはいつもの世になつてもないといふことはいまお示しになりましたとおりで思ふのであります。それにいたしまして現状満足すべからざるものがあまりにも多

過ぎるということをしみじみ感じます。まあそういう心持ちで微力を尽くして努力してまいりたい。よろしくお願い申し上げます。

〇鈴木(二)委員 最後にお伺ひしたいと思ひますが、よく教員は労働者であるとかないとかいふことが問題にもされ、文部省からもこういうパンフレットまで出たおるわけでございますが、広い意味ではやっぱり俸給生活者としては労働者かもしれないと思ひますが、教員は単なる普通の工場に働いたりあるいはまた会社に働いたりして賃金をもらつてゐる労働者ではないと思ひます。しかしいままでの教員組合の運動といふものが、そういう形で表面には方向づけられてきておるというところでございますが、これは過去の一つのあり方に対する反動といひますか、反作用だといふふうに私考しておるわけでございます。昔の教員を見ますと、経済的には下級サラリーマンに近しい。と同時に身分といふふうな面からすれば下級公務員だ。そして学校の先生といふことで修道的な規制を社会から受ける。そして先ほど言つたような、人間形成という相当重要な大きな事業をやらされておるということであらうと思ふのですが、私自身の今日までの過去を振り返つてみて、何によつて一番影響を受けているかといひますと、いま考えてみるとやはり小学校の教育であります。あとは家庭の環境とか、長ずるに及んでは軍隊に行つて——これは軍隊にはいろいろ問題があるうと私は思ひますけれども、また別の私なりに軍隊の生活を身につけて、自分の生活の信条の一つにしておるわけでございますけれども、過去の

先生の役割といふものは、社会的な地位は非常に低くても、相当大きな役割をしておつたと私は思ふわけでございます。しかしそれに対する戦後の民主主義の運動からくる反作用で、いわば重大な仕事をしていたが、社会的に思はれなかったといふことに対する一つの人間解放の運動であつたと私思ふわけでございます。ですからすべての人が倫理綱領のような考えを持つておるとは思つておりません。現に私は現場の教師の多くの人たちに会つてみましても、そういうふうな印象は受けなきておりますけれども、一人、一人は必ずしもそうじゃないと思ひます。しかしこういつたままでは、一番大事な教育の心ない手である学校の先生たちと、また一番大事な仕事をしておられる文部省とのみぞというものが、だんだん深まっていつて、お互ひに埋めなければならぬと思つて努力して、またそういう気持ちがあつても、なかなか埋まらないといふのが現在の悩みだと私思ふわけでございます。

今度の会館の運営その他について、もう一つ過去にこだわらずに、お互ひが共通の場を見出し得るような運営をぜひ私はお願いしたい。そしてきょうだけの問題でなく、あす、あさつての遠い将来に一つのめどを置きながら、そういう深まりつつあるみぞを埋めるような大きな役割を、この会館の運営においてしていただきたい、こういうふうな考えをわけでございますが、いかがでございますか。

〇灘尾国務大臣 教師とわれわれ教育行政に携わる者との間にみぞがあると

か、あるいは対立があるとか、あるいは抗争をしておるとかいうことは、最も悲しむべきことだと私は思っております。どこまでもお互いに共通の目的を持って、力を合わせて努力していくべき立場のものではないかと思うのであります。根本的に私はさように考えております。またそういう方向に向かつていくように努力するのが私どもの任務である、このようにも考えておる次第であります。

ただ不幸にして現在の状態から申しますと、必ずしもそういっていない場面があるわけでありまして。この問題についてやはりどんな思想を持ち、どんな考え方をされるにもせよ、しかしお互いに大事なあと継ぎをつくっていくという立場で協力しようということならば、私は協力できると思う。その辺について私は、現在の教師の諸君の多数がみな妙な思想を持っておるとか、妙な行動をしておるとか、そうは考えません。また現にそういう意味では、改善がせられつつあるのが今日の状況ではないかと思ひます。将来ますますそうありたいものと念願しておりますが、これらの地方の教師諸君を指導する立場にあられる方々が、私はよほど反省もし、考えていただきたいと、せっかく協力したいと思ひました。協力しようがないということにもなるわけでありまして、われわれ自身の至らざるところはもとより反省し、改善をするにやぶさかではございませんけれども、いまの有力なる教職員組合の指導者の諸君におかれまして、この点については根本的に考えていただきたい。現在の状態ではなかなか手が握れないというふうな状態にあるこ

とは、私はまことに遺憾とするのであります。

○鈴木(一)委員 以上で質問を終わりますが、せっかくできる会館——これではどうかとまたこの法案通らないとわかりませんが、自民党は多数ですから、おそらく通ると思ひますが、その運営が先ほど申し上げましたような昔の国民精神文化研究所みたいな、無味乾燥な、生命のないものに成り下がらないような、そうしてまたいろいろいろと私が御質問申し上げましたようなものもろの日本の教育の欠点が、こういうところからひとつ改まってくるような機運の出る新しい会館に通るでしようから申し上げるわけでありまして、そういうふうなものに大きな貢献をするように希望いたします。質問を終わりたいと思ひます。

○上村委員長代理 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 いま二宮さん、鈴木さんのほうから教育会館の将来の運営と見通しについていろいろ質問がありました。

この教育会館というものに對しましては、根本的なやはり疑念を持っています。人が多いわけでありまして、まずいまお話がありましたのは、この運営について共通の広場を持つようにひとつ配慮せよということ。それから教育会館の持つ性格が、昔の国民精神を復興するんだ、してやるんだというかつこうで運営されたら、これはたいへんなことだというふうな、性格からくるところの質問、要望がありまして、私はしかしこの発足が、日教組の教員に對抗して、そうしてそれをつぶしてやるんだというふうなかつこうで発足されたようにいわれ、また考えら

れております。そういう発足がいかがでありましようとも、また発想がいかがでありましようとも、いま言われたような要望点を含めて、今後運営してもらいたいということは、私も思うとおりであります。

そこで、まず目的からお聞きしたいのですが、この法律案を出された提案の趣旨としましては、「教育の振興に寄与するため、国の出資により国立教育会館を設立し、教育職員その他の教育関係者のための研修施設の設置及び運営を行なわせ、その他教育関係者の資質の向上のため必要な業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」こういうような書き方がしてあります。それから国立教育会館法案の目的にはこう書いてある。「国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もって教育の振興に寄与することを目的とする。」ところが違つておるといいます。教育会館法案の中の目的には、「その設置する教育職員その他の教育関係者」こう書いてあります。「その」が入っております。これはどういう意味ですか。

○福田政府委員 これは第一条の目的の文言でございますが、多少法律技術的なことになるかも知れませんが、「教育会館は、その設置する」云々と書いてあります。この教育会館という法人が、自分で設置する研修施設云々というように、下のほうの「研修施設」にかかるわけですが、この中間の「教育職員その他の教育関係者のための」というのは、これはいわば修辭でございます。これは、「その」は、したがって法人であ

る教育会館が設置する、こういうふうなことに読んでいただきたいと思います。

○三木(喜)委員 そうすると、私ちょっと問題が出てくるんじゃないかと思うのです。文部大臣が全国の教育関係者に研修を要請するということは、私はいちばん思うのですが、この法人がその資質を向上させるという目的のためにそういう命令系統が成り立つかどうかということ。要請のつかうでなさるか、あるいは協力のつかうでなさるか、それはわかりませんけれども、その法人というものが目的とするところの、前の、「教育関係者のための研修施設を運営し、これはいいんです。先がたからずと実質的に自主性をそこなないかという話もありました。その点はいいんですけれども、その次の後段の、「教育関係者の資質の向上を図り、」という法人がそういうことをできるのですか。結果的にはそうなんても、何かここから命令がされるような感じも受けるわけですね。鈴木さんの質問も、私はここから出てくる一つの要素があるんじゃないかと思うが、どうですか。

○福田政府委員 おっしゃる意味は、教育関係者の資質の向上などをはかるために研修会等を催すというのは、行政機関である国あるいは都道府県の教育委員会などが行なうべきであつて、この法人としてはそういうものを行なつてはおかしいではないかというふうなお尋ねのように伺つたのでございますが、この法律に基づきまして特殊法人を設置いたします趣旨が、もちろん国その他のいろいろな研修事業等に協力してもらつたために、みずから運営いたしますところの会館を提供してもらつた

いうことは、これはもちろんございませう。そのほかに、やはり一般の資質の向上をはかるという意味において、この特殊法人自体が事業をやることもこの法律によつて認められるということでございます。したがって、いわゆる国がやります事業に協力するといふ意味において、この特殊法人がさうな事業の一部を分担してやりまして、これはおかしくはない、こういうふうに私は考えております。

○三木(喜)委員 それではなぜ協力するといふことを書くのか。国がとか、あるいは地方のそうした教育行政担当者というふうなことを書かなかつたら、私は、憶測かもしれませんが、これは間違つておるから、教育会館をこしらえて、教育会館の意思でおまえらの頭を洗脳してやる、こういうふうにとられるおそれが非常にあります。あなたはいまの答弁では、それに協力するといふ意味だというのは、この目的の置き方は、そう書かなかつたらおかしくなつてくる。そこに私は非常に在来からの不信感というものがにじみ出ているような感じがする。これをこのまま置いておいたら、そういうふうに運営されてもしかたがないのです。

○福田政府委員 おっしゃる意味に私もとはつておりませんが、国に協力するといふことを申し上げましたのは、国もそういう事業をやるし、この特殊法人としても、その法律に基づいて教職員の資質の向上をはかる事業をみずからやっても差しつかえない。両々協力してこの教育の振興に寄与するというのが趣旨でございます。した

がつて、この特殊法人自体がきょうな事業をやることも、この法律が成立すれば認められるということでございます。

○三木(喜)委員 もろん法律案を制定すれば認められると思うのですけれども、そんなことを特殊法人に許したら、けったいなことになるのじゃないですか。そんなこと、特殊法人が先生の資質を向上するとか、教育関係者の資質を向上するとかいうようなことは、全く越権のさたですよ。そういうことをうたうならば、この法律は全く反動的な法律になります。そういうことに協力するとか、あるいはまた施設を提供するとか——あなたもいつか言われておったように、将来は結婚式場にも貸すとかいうような、教員の福祉とか厚生施設としてこういうものが使われるというのなら、そのことは私は大いに意味があり、先がたから言われておるように、お互いに共通の広場を見出す上には非常にいいと思うのですよ。しかし、こういう反動的なことを考えられたらいいんです。反動ですよ。この法律を通したら、おまえらの頭を洗脳してやるといふことにこれが変型されてもどうにもしかたがない。

○福田政府委員 この法人としては、成立いたしました一つの法人格を持つて事業が行なえるわけでございます。したがって、教職員の資質の向上に関する事業を行ないまして、これは別に不当ではないと思います。いま御指摘になりましたような反動とか何とかいうことではなくして、この教職員の資質向上のために必要な事業というものには国もやる、またこの会館としても独自にできる、こういうことだろう

と思います。

○三木(喜)委員 だろうと思うというようにすることは困りますね。国が国の責任でやったらいいですよ。教育会館がそんな責任を持ってやってこれたら、二とところから命令が出ますよ。そういうあいまいな目的を持ってこの法律案をつくられたら、通つたらできるということだったなら、いまはできないが、それはたいへんなことになりません。これは目的において修正してもらわなければ——私たちの考え方はどこまでもサービス機関だというような考え方でも、それならばこの教育会館の設立というものは意味もある、必ずしも私たちは反対するものではない点もあります。しかしながら、こうなれば前の精神文化研究所とかあるいは研修所とかいうようなやつで、いまはそういういう解釈をしておつても、ぐんぐんと拡大解釈されてくるわけです。そこにたまらぬものができてくるのではないですか。

○福田政府委員 もちろんこの教育会館は、教職員に命令するとか何とか、そういう性格のものではないでございます。現在国立競技場という特殊法人がございます。これはスポーツ、その他運動競技に関しましていろいろな事業をやっておりますが、この機関も、国がやりますというスポーツ行政に關連する事業も当然にみずから行なっております。もちろん命令する機関ではなくして、考え方としてはサービス機関とも言えると思います。そういう性格のものでございます。これも同様にそういう施設を提供したり、あるいは事業をやるという場合も、もちろん教育界に対するサービスとしてやる

わけでございます。

○三木(喜)委員 そうしますと、これに対するところの設立準備委員とか、そういうところがあとのほうにも書いてあるのですね。そういう人々の考えを聞かなければいかぬと思うのです。それから事業計画とか、並びに定款なんかも見なかつたら、何を考へておるか分からない、そういう疑いを持たれます。それから役員等についても、おそらくもう大体予定をしておられるだろうと思います。そういうような一応資料を出してもらいたい。まず私が要求するのは設立委員の名前、それから定款、職員の予定されておる者、役員の子定されておる者、それから事業計画、業務計画、これは法律によりますと、二十三条には、毎年事業計画を出すとある。二十一条には業務方法書ですか、これを出せということになっておる。この二つというものがなければ、あなたの言われるような心配がないということが必要としないわけなんです。その資料を提出された上で私は各条項について御質問したいと思ひます。

○福田政府委員 御意見でございますけれども、この法人が成立いたしましたので、役員組織ができまじと、そういう業務方法書なり定款は決定できないわけでありまして、したがって、ただいま御要求になりましたような資料につきましては、直ちにここで差し上げるといふわけにはまいらないと思ひます。

○三木(喜)委員 もろん法律が制定されて後に行なうことができるようになっていくわけですね。しかしながら、それに對してあなた方は四月からこれは始め

「休憩後は会議を開くに至らなかった」

られる、こうおっしゃった。それならば腹案というものがなければいけないのです。それから私はまだお聞きしたいのは、会館の運営ということが問題になるのだから、会館の見取り図とか、あるいはどういふようにそれを使用するかという使用図なんかもつかないから、この会館法というものの内容がわからない。どういふように運営されるか。いま言ったように、なるほど局長のおっしゃる通りに法体系の上からいけば法が先行して、それが後行するわけです。しかしながらそういうものを四月から始めようと言つておつて、腹案もなしではいけない。特に私が申し上げたいのは、この法律を受けおりますところの定款については、少なくとも腹案を持っておらなかつたという、一体どんなぐあいに運営されるかというこの形がわからない。そこでそういうものが正式に決定をしていくだけでも腹案をひとつ見せてもらいた

○福田政府委員 せっかくのお尋ねでございますけれども、私ども腹案として現在定款を持っておるわけではございません。やはり設立委員がきまつて、そこでつくるというのが趣旨でございます。それから、設立委員がきまつて、それによつて従来の各特殊法人の例などを参考に、またこの法律の条文の範囲内で定款というものがつくられるわけですね。その上でならば幾らでもお目にかけることができると思ひます。

○上村委員長代理 この際暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

